

信龍人材紹介サービス

- 紹介手数料と短期退職時の手数料の扱いについて

- 紹介手数料

想定年収の25%（入職月の月末締のご請求、翌月末お振込み）

- 短期退職時の手数料の払い戻し

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ・ 入社後1ヶ月未満で退職した場合 | 紹介手数料の80%に相当する額 |
| ・ 入社後2ヶ月未満で退職した場合 | 紹介手数料の60%に相当する額 |
| ・ 入社後3ヶ月未満で退職した場合 | 紹介手数料の40%に相当する額 |

お問い合わせ先：株式会社信龍

職業紹介担当 045-680-0533